

東かがわ市告示第**3**号

東かがわ市ガバメントクラウドネットワーク環境構築委託業務プロポーザル審査会設置要綱を次のように定める。

令和7年1月9日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市ガバメントクラウドネットワーク環境構築委託業務プロポーザル審査会
設置要綱

(設置)

第1条 東かがわ市ガバメントクラウドネットワーク環境構築委託業務プロポーザル実施要領に基づき、提出された企画提案書を適正に評価し、優良な委託先事業者を選定するため、東かがわ市ガバメントクラウドネットワーク環境構築委託業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 審査会は、選考における公平性を確保するため、次に掲げる事項について審査を行う。

- (1) 評価基準に関すること。
- (2) 企画提案書の審査及び評価に関すること。
- (3) 最優秀提案書の特定に関すること。
- (4) その他プロポーザルの審査に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 審査会の委員は、次の各号に掲げる者とし、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 東かがわ市総務部長
- (2) 東かがわ市市民部長
- (3) 東かがわ市教育部長
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事項の審査終了までとする。

(審査会の開催)

第5条 審査会は、資格要件に該当する応募がある場合、市長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(優先交渉権者の決定)

第6条 審査会は、審査項目毎の評点の合計が、最高得点となった事業者を優先交渉権者とする。

2 合計得点が同点である場合は、評価基準の見積価格の合計点が高い事業者を優先する。

(失格条件)

第7条 審査会の審査を受ける事業者は、次に掲げる事由が生じたときは、審査会の審査を受ける資格又は優先交渉権者の決定を取り消す。

(1) 提出した書類作成に係る不正行為及び虚偽が認められたとき。

(2) 委託業務契約締結前に指名停止となったとき。

(守秘義務)

第8条 審査会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部財務課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年1月9日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。